

## 町民税の超過課税の検討結果

### 1 はじめに

次期財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 1）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、法定税のうち町民税（個人・法人）について再度検討したものを。

### 2 検討対象

#### 『個人町民税』、『法人町民税』

（理由）

- ・平成 29 年度第 4 回行財政改革有識者会議において、都市計画税及び入湯税の検討結果を説明したところ、個人町民税と法人町民税は増収規模が限られているからといって検討から除外するのではなく、再検討するのであればこの部分も含めた方が良いとの意見があった。
- ・また、この際、行財政改革アクションプランに医療や子育てなどで施策の質の向上を盛り込むのであれば、町民自身はその負担のあり方を考える際に、候補として町民税を検討しておく必要があるのではないかとの意見があったため。

〔図表 1〕（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定 外税
①使途自由度	◎	◎	◎	○	△	－※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	－※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）

なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により使途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

### 3 検討結果

#### (1) 個人町民税

##### ①個人町民税の概要

町民税は、一般に県民税とあわせて『住民税』と呼ばれ、福祉や教育などの地域の日常生活に結びついた様々な行政サービスの費用に使われている法定普通税であり、その概要は図表 2 のとおりである。

〔図表 2〕 個人住民税の概要

項 目	内 容		
1 課税主体	賦課期日(1月1日)現在の住所地の市町村及び都道府県		
2 納税義務者	①市町村・都道府県内に住所を有する個人 [均等割・所得割] ②市町村・都道府県内市に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く) [均等割]		
3 課税方式	賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)		
4 課税標準	(所得割) 前年度中の所得金額		
5 税率  ※平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率は廃止されているもの	所得割	<総合課税分>	
			標準税率
			(都道府県) (市町村) (合計)
一律	4%	6%	10%
※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%・市町村民税8%(平成30年度分個人住民税より)			
		<分離課税分>	
(例)課税長期譲渡所得金額			
		標準税率	
		(都道府県) (市町村) (合計)	
一律	2%	3%	5%
		標準税率	
		(都道府県) (市町村)	
一律	1,500円	3,500円	
※復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの均等割の標準税率について、年1,000円(都道府県分500円、市町村分500円)引き上げている。			

出典：総務省ホームページ

②検討結果

(7) 個人町民税の状況について

本町の個人町民税の調定額及び納税義務者の推移は、図表 3・4 のとおりである。

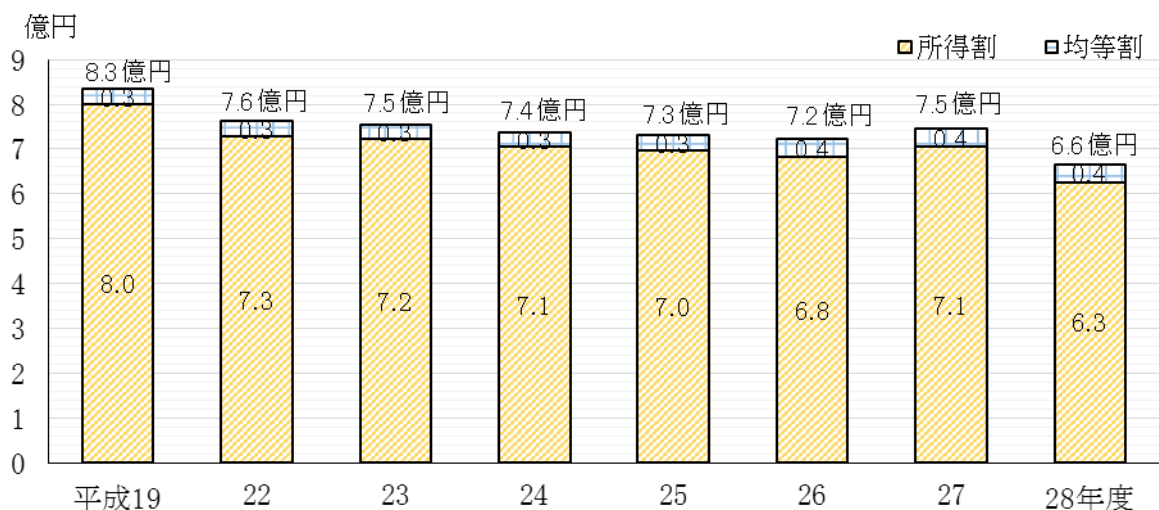
均等割は、納税義務者数の増減はあるが、平成 21 年度以降、11,000 人前後で推移し、調定額にも大きな変化はない。これは、対象者のうち人口減少等により給与所得者等は減少しているが、納税義務者の約 1/3 を占める家屋敷等課税分の納税義務者が平成 25 年度まで増加傾向にあり、その後も微減で推移していることから、全体としては、大きな増減が見られない。

一方、所得割の調定額は、税源移譲された平成 19 年度の 8.0 億円から平成 27 年度は、7.1 億円と 0.9 億円減少し、平成 28 年度は、大涌谷火山活発化の影響により 6.3 億円と対 19 年度比で 1.6 億円減少している。

〔図表 3〕 個人町民税調定額・納税義務者の推移 (H21~28) 単位：億円・%・人

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
個人町民税	8.3	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2	7.5	6.6
(増減率)	▲ 6.7	▲ 8.4	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.4	4.2	▲ 12.0
均等割	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
(増減率)	▲ 25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
所得割	7.9	7.3	7.2	7.1	7.0	6.8	7.1	6.3
(増減率)	▲ 8.1	▲ 7.6	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 2.9	4.4	▲ 11.3
納税義務者数	11,613	11,611	11,609	11,388	11,397	11,295	11,325	10,911
(増減数)	▲ 162	▲ 2	▲ 2	▲ 221	9	▲ 102	30	▲ 414
うち家屋敷等のみ	3,968	3,997	4,059	4,096	4,110	4,081	4,072	4,037
(増減数)	▲ 25	29	62	37	14	▲ 29	▲ 9	▲ 35

〔図表 4〕 個人町民税調定額の推移



### (イ) 本町の個人町民税の特徴

税制改正による影響や高額納税者の影響以外の特徴としては、給与所得者の総所得金額の水準が低いことがあげられる。

給与所得者 1 人当たりの総所得金額を全国・神奈川県と比較すると、図表 5 のとおり、本町は 2,714 千円、全国 3,326 千円、県 3,807 千円となっており、本町は全国に対し約 600 千円、県に対し約 1,100 千円低い。

〔図表 5〕 所得割納税義務者（給与所得者）の 1 人当たり総所得金額の国・県比較

単位：千円・人

区 分	箱根町	全国	神奈川県
所得割納税義務者数 A	5,321	45,596,430	3,491,119
給与所得者の総所得金額 B	14,438,803	151,668,502,131	13,290,541,415
給与所得者の1人当たり総所得金額 C=B/A	2,714	3,326	3,807
1人当たり総所得金額の差(※) D	—	612	1,093

※全国計・神奈川県計と箱根町の差を表示している。

出典：平成28年度課税状況調をもとに作成

また、所得階層別の納税義務者数を同様に比較すると、図表 6 のとおり、「10 万円を超え 100 万円以下」と「100 万円を超え 200 万円以下」の割合の計が、本町の 75.8% に対し、全国が 59.0%、県が 50.2% であり、それぞれ 17pt・26pt 高い一方、200 万円超の割合の計は、本町の 21.1% に対し、国が 37.7%、県が 47.1% で、それぞれ 17pt・26pt も低い。

〔図表 6〕 所得割納税義務者（給与所得者）の階層別納税義務者数の国・県比較

単位：人・%

課税標準額の段階	箱根町		全国		神奈川県	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10万円以下の金額	163	3.1	1,506,580	3.3	96,506	2.8
10万円を超え100万円以下	1,849	34.7	13,336,735	29.3	782,225	22.4
100万円 " 200万円 "	2,186	41.1	13,564,879	29.8	968,817	27.8
200万円 " 300万円 "	599	11.3	7,693,686	16.9	652,356	18.7
300万円 " 400万円 "	246	4.6	4,186,789	9.2	370,749	10.6
400万円 " 550万円 "	127	2.4	2,812,976	6.2	319,178	9.1
550万円 " 700万円 "	48	0.9	1,039,043	2.3	135,788	3.9
700万円 " 1,000万円 "	53	1.0	767,089	1.7	97,646	2.8
1,000万円を超える金額	50	0.9	686,653	1.5	67,854	1.9
合計	5,321	100.0	45,594,430	100.0	3,491,119	100.0
うち10万円を超え200万円以下	4,035	75.8	26,901,614	59.0	1,751,042	50.2
うち200万円を超える金額	1,123	21.1	17,186,236	37.7	1,643,571	47.1

出典：平成28年度課税状況調を基に作成

#### (ウ) 個人町民税の税率について

本町では、図表 7 のとおり、均等割、所得割ともに標準税率で課税しているが、国が均等割で復興増税、県が均等割と所得割で水源環境保全に関する超過課税を実施している。

なお、他団体の税率採用状況は、図表 8・9 のとおりで、超過課税を採用しているのは、均等割で横浜市、所得割で兵庫県豊岡市のそれぞれ 1 団体のみであった。

〔図表 7〕 本町の住民税の税率

単位：円

	均等割額				所得割額			
	税額	標準税額	(1)	(2)	税率	標準税率	(1)	(2)
町民税	3,500	3,000	500	—	6%	6%	—	—
県民税	1,800	1,000	500	300	4.025%	4%	—	0.025%

出典：箱根町ホームページ

- (1) 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割額に町民税、県民税それぞれ500円ずつ加算している。
- (2) 神奈川県では、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、平成19年度から個人県民税の均等割、所得割に対して超過課税を実施している。

〔図表 8〕 個人町民税均等割の税率採用状況

税率区分	3,500円未満 標準税率未満	3,500円 標準税率	3,500円超 超過税率	計
市町村数	2	1,738	1	1,741

出典：平成29年度市町村税の税率等に関する調

- ※ 復興財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで標準税率は500円引上げ3,500円としている
- ※ 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割超過税率採用団体 横浜市4,400円（平成21年度から）
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割税率未満採用団体 名古屋市3,300円（平成24年度から）、大阪府田尻町3,200円（平成29年度から）
- ※ 北海道夕張市は、平成29年度から標準税率としている（平成19～28年度 4,000円）

〔図表 9〕 個人町民税所得割の税率採用状況

税率区分	標準税率未満	標準税率	超過税率	計
市町村数	2	1,738	1	1,741

出典：平成29年度市町村税の税率等に関する調

- ※ 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割超過税率採用団体 兵庫県豊岡市 6.1%（平成21年度から）
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割税率未満採用団体 名古屋市5.7%（平成24年度から）、大阪府田尻町5.4%（平成29年度から）
- ※ 北海道夕張市は、平成29年度から標準税率としている（平成19～28年度 6.5%）

(I) 試算結果について

現在、超過課税を実施している団体の税率をもとに、本町の増収額を試算した結果は、図表 10 のとおりである。

■採用した税率

[均等割] 横浜市 (3,500 円→4,400 円 +900 円)

[所得割] 豊岡市 (6.0%→6.1%)

[図表 10] 個人町民税の超過課税を実施した場合の試算結果

税率区分	採用税率等	増収見込額	備考
均等割	+900円	9,820千円	※28年度課税状況調の納税義務者数をもとに試算
所得割	0.10%	10,337千円	※28年度の調定額（分離課税を除く）をもとに試算

③まとめ（見直しの条件）

- ・均等割については、約 1/3 を占める家屋敷等課税の納税義務者への負担を求める観点からは有効であると考えられる。しかしながら、国が復興増税の期間終了後も（仮称）森林環境税の実施を予定し、県が水源環境保全税として超過課税を実施している中で、さらに本町が超過課税を実施するには、応益性の観点も踏まえ特に負担を求める説明が必要であるが、その合理的な理由を見出すことは困難であると考えられる。
- ・所得割については、主な納税義務者である給与所得者の階層が、本町の場合、課税標準額 200 万円以下が約 8 割を占めており、超過課税を実施した場合は、この方々への負担が大きくなり担税力の観点から問題がある。
- ・増収規模を他団体の超過課税の実施内容をもとに試算したところ、均等割・所得割ともに約 10,000 千円であり、同時に実施しても約 20,000 千円増にとどまる。
- ・超過課税を実施する場合、単独で財源不足額を補うことは難しく、豊岡市のように法人町民税や固定資産税の超過課税をあわせて実施※する必要があるが、給与所得者の所得階層の割合が低いという本町の特徴を踏まえると、担税力の観点から、均等割・所得割ともに税率の引上げは困難と考えられる。

※豊岡市の超過課税の状況は、13 頁のとおり。

## (2) 法人町民税

### ①法人町民税の概要

法人町民税は、町内に事務所、事業所、店舗等又は寮等がある法人等に課税される税金であり、国税の法人税額を基に算出する法人税割と会社の資本金等の額及び従業員数から算出する均等割の合算額が法人町民税となり、その概要は、図表 11 のとおりである。

〔図表 11〕 法人町民税の概要

項 目	内 容			
1 課税主体	都道府県及び市町村			
2 納税義務者	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人			
3 課税方式	申告納付			
4 課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額			
5 税率	(均等割)			
	資本金の額	都道府 県民税 均等割	市町村民税均等割	
			従業者数 50人超	従業者数 50人以下
	1 千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1 千万円超 1 億円以下	5万円	15万円	13万円
	1 億円超 10 億円以下	13万円	40万円	16万円
	10 億円超 50 億円以下	54万円	175万円	41万円
50 億円超	80万円	300万円		
※市町村民税均等割については、制限税率(1.2倍)が定められている				
(法人税割)				
都道府県：3.2%(制限税率 4.2%) [1.0%(制限税率2.0%)]				
市 町 村：9.7%(制限税率 12.1%) [6.0%(制限税率8.4%)]				
※ [] 内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用				
6 分割基準	2 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は各市町村に納付			

出典：総務省ホームページ

②検討結果

(7) 法人町民税の状況について

本町の法人町民税の調定額の推移は、図表 12・13 のとおりである。

均等割と法人税割の割合は、これまで概ね 6 : 4 で推移していたが、平成 27, 28 年度は、ほぼ 5 : 5 の割合となっている。特徴としては、均等割の納税義務者のうち 5 割弱が寮・保養所分であることが挙げられる。

〔図表 12〕 法人町民税調定額等の推移 (H21~28)

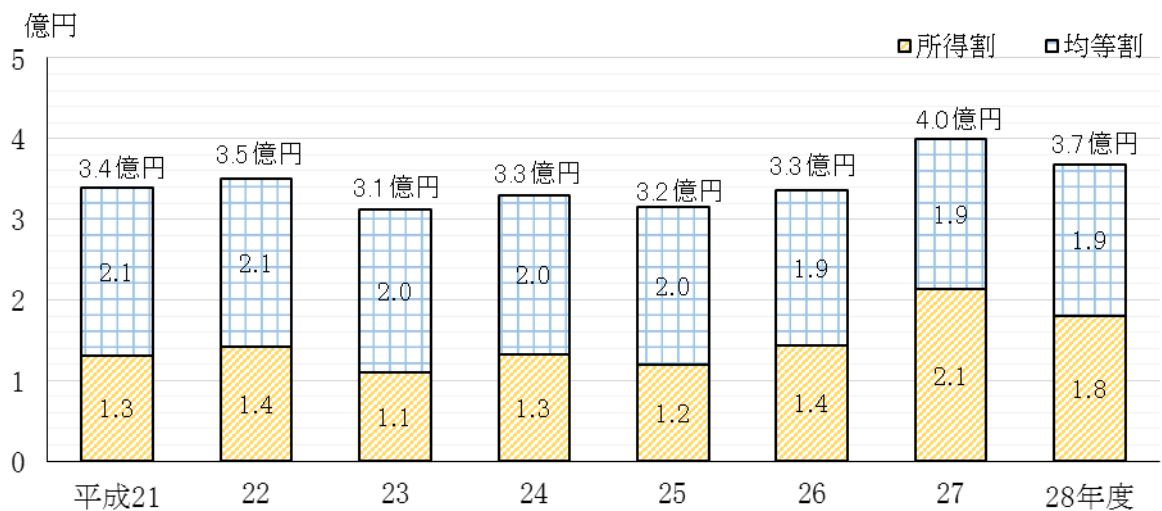
単位：億円・%・事業所

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
法人町民税	3.4	3.5	3.1	3.3	3.2	3.4	4.0	3.7
(増減率)	3.0	2.9	▲ 11.4	6.5	▲ 3.0	6.2	17.6	▲ 7.5
均等割	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
(増減率)	0.0	0.0	▲ 4.8	0.0	0.0	▲ 5.0	0.0	0.0
法人税割	1.3	1.4	1.1	1.3	1.2	1.4	2.1	1.8
(増減率)	8.3	7.7	▲ 21.4	18.2	▲ 7.7	16.7	50.0	▲ 14.3
納税義務者数	1,621	1,606	1,571	1,546	1,524	1,517	1,496	1,481
(増減数)	▲ 5	▲ 15	▲ 35	▲ 25	▲ 22	▲ 7	▲ 21	▲ 15
うち寮・保養所	768	757	732	714	695	689	679	671
(増減数)	▲ 3	▲ 11	▲ 25	▲ 18	▲ 19	▲ 6	▲ 10	▲ 8
うち事務所等	853	849	839	832	829	828	817	810
(増減数)	▲ 2	▲ 4	▲ 10	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 11	▲ 7

※納税義務者数は、法人均等割の納税義務者であるもの

出典：各年度決算概要・税務課資料

〔図表 13〕 法人町民税調定額の推移





また、区分別の納税義務者数は、図表 14 のとおり、1 号法人が約 6 割を占めており、次いで 3 号法人が約 2 割、7 号法人が約 1 割となっている。

〔図表 14〕法人町民税均等割の納税義務者の内訳

区分	資本金の額・従業員数	納税義務者数(構成比)
9号法人	50億超・50人超	6 (0.4)
8号法人	10億超50億以下・50人超	2 (0.1)
7号法人	10億超・50人以下	159 (10.7)
6号法人	1億超10億以下・50人超	9 (0.6)
5号法人	1億超10億以下・50人以下	110 (7.4)
4号法人	1千万超1億以下・50人超	18 (1.2)
3号法人	1千万超1億以下・50人以下	303 (20.5)
2号法人	1千万以下・50人超	5 (0.3)
1号法人	1千万以下・50人以下	869 (58.7)
計		1,481 (100.0)

出典：税務課資料（28年度調定ベース）

#### (イ) 本町の法人町民税の特徴

本町の法人町民税の特徴は、均等割における寮・保養所の数が多いほか、法人税割については一部の法人が、税額の大半を占めていることが挙げられる。

平成 21～28 年度の法人税割に占める上位 30 社、20 社、10 社の税額と割合は、図表 15 のとおりであるが、上位 30 社で税額の 8 割前後、上位 20 社で 7 割前後、上位 10 社で 6 割前後の税額を占めている。

さらに、図表 16 は各年度の上位 10 社の業種別内訳であるが、旅館・ホテル業や鉄道業・水運業など観光関係の事業者が多くを占めている。

〔図表 15〕法人町民税法人税割の税額と上位 10～30 社の推移

単位：億円・%

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
法人税割 税額計	1.3	1.4	1.1	1.3	1.2	1.4	2.1	1.8
うち上位30社	1.0	1.1	0.9	1.1	0.9	1.1	1.9	1.6
(割合)	78.7	80.1	83.6	83.1	78.2	79.7	87.1	86.5
うち上位20社	0.9	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	1.7	1.5
(割合)	72.1	72.8	76.9	75.6	69.9	71.5	81.2	82.6
うち上位10社	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8	1.5	1.3
(割合)	57.9	59.1	65.8	62.8	50.9	54.1	69.7	74.0

※税額は、現年度の調定額であり、割合は千円単の金額で算出している。

出典：税務課資料

〔図表 16〕 法人町民税法人税割の税額と上位 10 の業種別推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
税額計（上位10社）	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8	1.5	1.3
1位	旅館・ホテル	鉄道業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	鉄道業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	飲食業
2位	旅館・ホテル	旅館・ホテル	鉄道業	鉄道業	旅館・ホテル	旅客運送業	旅館・ホテル	旅館・ホテル
3位	飲食業	旅館・ホテル	水運業	旅館・ホテル	水運業	飲食業	サービス業	サービス業
4位	水運業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	旅館・ホテル	旅館・ホテル	旅館・ホテル	飲食業	旅館・ホテル
5位	旅館・ホテル	旅館・ホテル	共済事業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	サービス業	旅館・ホテル	旅館・ホテル
6位	サービス業	旅館・ホテル	病院	共済事業	銀行	鉄道業	旅客運送業	銀行
7位	共済事業	銀行	旅館・ホテル	サービス業	旅館・ホテル	水運業	旅館・ホテル	銀行
8位	病院	サービス業	旅館・ホテル	銀行	サービス業	銀行	鉄道業	旅館・ホテル
9位	旅館・ホテル	旅館・ホテル	サービス業	不動産業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	水運業	旅館・ホテル
10位	旅館・ホテル	飲食業	サービス業	旅館・ホテル	飲食業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	建設業

出典：税務課資料

(ウ) 法人町民税の税率について

本町では、均等割・所得割ともに標準税率で課税しているが、他団体の税率採用状況は、図表 17・18 のとおりで超過課税を採用している団体のうち制限税率まで課税している団体は、均等割で約 7 割、法人税割で約 9 割と多くを占めているのが特徴である。なお、県内では横浜市のみが均等割の超過課税を実施している。

〔図表 17〕 法人町民税均等割の税率採用状況

単位：円・団体

区分	税率区分（法第312条第1項）									人口区分				合計	
	第9号の法人	第8号の法人	第7号の法人	第6号の法人	第5号の法人	第4号の法人	第3号の法人	第2号の法人	第1号の法人	50万人以上	5万人以上50万人未満	5万人未満	町村		
標準税率未満	2,850,000	1,662,500	389,500	380,000	152,000	142,500	123,500	114,000	47,500	1				1	
標準税率	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	20	365	189	755	1,329	
超過税率	5号から9号まで	3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	150,000	130,000	120,000	50,000		2			2
	3号から9号まで	3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	120,000	50,000	1	1			2
	2号から9号まで	3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	132,000	50,000		1			1
		3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	50,000		6			6
	1号から9号まで	3,270,000	1,907,500	446,900	436,000	174,400	163,500	141,700	130,800	54,500	1				1
		3,300,000	1,925,000	451,000	440,000	176,000	165,000	143,000	132,000	55,000		1		1	2
	全てが制限税率	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	5	122	74	172	373
小 計										7	133	74	173	387	
合併による不均一課税											1			1	
合 計										28	499	263	928	1,718	

※東京都特別区は含まないもの。

出典：市町村税の税率等に関する調を基に作成

〔図表 18〕 法人町民税法人税割の税率採用状況

区分		人口区分				合 計	
		50万人以上	5万人以上50万人未満	5万人未満	町村		
標準税率	9.7	2	94	72	553	721	
超過課税	10.1		1			1	
	10.3				1	1	
	10.4				4	4	
	10.5		2	5	2	9	
	10.6		1	2	4	7	
	10.7		1			1	
	10.8		1			1	
	10.9		4	2	4	10	
	11.0				1	1	
	11.1		2		3	5	
	11.3			1		1	
	11.4		1	1	4	6	
	11.5				1	1	
	11.6				1	1	
	11.9		3	2	10	15	
	12.1		5	241	161	311	718
	不均一課税※		21	148	17	29	215
小計		26	405	191	375	997	
合計		28	499	263	928	1,718	

出典：市町村税の税率等に関する調を基に作成

※資本金等の区分による不均一課税

なお、神奈川県内の市町村で法人税割の超過課税は実施しているのは 25 団体(都市 19 団体、町村 6 団体)であり、その全てが資本金等による不均一課税を行っているもの。

(I) 試算結果について

現在、超過課税を実施している団体の税率をもとに、制限税率まで課税した場合の増収額を試算した結果は、図表 19 のとおりである。

■採用した税率等

[均等割] 全ての区分で制限税率

[法人税割] 9.7%→12.1%

[図表 19] 法人町民税の超過課税実施した場合の試算結果

税率区分	採用税率等	増収見込額	備考
均等割	制限税率	38,806千円	※法人数はH28調定ベース
法人税割	制限税率	44,470千円	※課税標準額はH28調定ベース

③まとめ（見直しの条件）

- ・均等割は、5割弱が寮・保養所分であり、観光関係の財政需要に対する負担を特に法人事業者に求めるのであれば、導入は不可能ではないと考えられる。ただし、制限税率まで課税しても増収額は 40,000 千円弱と限られ、特に寮・保養所以外の納税義務者に均等割で負担を求める説明が必要であると考えられる。
- ・法人税割は、上位 30 社で税額の約 8 割を占めており、超過課税を実施した場合は、一部の法人へ負担が集中するため、負担の公平性の観点から問題があると考えられる。
- ・超過課税を実施する場合、これのみでは財源不足額を賄うこと難しく、豊岡市のように個人町民税や固定資産税の超過課税※をあわせて実施する必要があり、本町の場合、個人町民税は所得水準が低く負担を求めがたいことから固定資産税と法人町民税の超過課税を実施が想定される。
- ・この場合、固定資産税超過課税に加えて、さらに町民税で法人事業者のみに負担を求めるための合理的な理由を見出すことは困難であると考えられる。

※豊岡市の超過課税の状況は、13 頁のとおり。

(参考) 豊岡市の超過課税の状況

兵庫県豊岡市では、合併により旧豊岡市域で課税していた都市計画税を廃止し、固定資産税、個人市民税所得割、法人市民税均等割・法人税割の超過税率を導入したものの。

なお、超過課税は、全て市税条例の総則に規定しており、時限措置はないもの。

税 目	税率	超過税率	H27 超過課税 収入額(千円)	施行
1 固定資産税	1.5%	0.1%※1	340,422	H21.4.1
2 個人市民税所得割	6.1%	0.1%※2	49,723	H21.4.1
3 法人市民税均等割	制限税率	1.2 倍	43,854	H22.4.1※3
4 法人市民税法人税割	12.1%	2.4%	79,118	H22.4.1※3
計			513,117	

出典：豊岡市 HP・地方財政状況調査

※1…固定資産税の税率は、議会審議により市当局案 0.12%から 0.1%に引下げられた

※2…個人市民税所得割の税率は、議会審議により市当局案 0.15%から 0.1%に引下げられた

※3…法人市民税の施行時期は、議会審議により H21.4.1 から H22.4.1 となった

⇒審議経過は、別添「固定資産税・市民税の超過課税案の修正可決までの主な経過」のとおり

●本町と豊岡市と税構造について

全体に占める市町村民税と固定資産税の割合は、本町は、20%と 70%で約 9 割であるが、豊岡市の場合、40%と 50%で約 9 割であり、本町の固定資産税が占める割合が非常に高いことがわかる。

なお、この差は個人所得割の割合が、本町 11.7%、豊岡市が 30.7%であることが主な要因である。

・平成 27 年度決算における主な税収と割合

単位：千円

税 目	箱根町	豊岡市
市町村民税	1,137,545 (19.1%)	3,992,472 (39.4%)
うち個人所得割	697,464 (11.7%)	3,113,913 (30.7%)
固定資産税	4,052,924 (67.9%)	5,200,573 (51.3%)
入湯税	591,019 (9.9%)	138,204 ( 1.4%)
その他	186,212 (3.1%)	809,291 (7.9%)
合計	5,967,700 (100.0%)	10,140,540 (100.0%)

出典：地方財政状況調査